

(平成26年1月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

中国（山口）厚生年金 事案 2992

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月16日は7万2,000円、19年8月11日は5万6,000円、同年12月15日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月16日
② 平成19年8月11日
③ 平成19年12月15日

申立期間①、②及び③（以下「申立期間」という。）に支給された賞与の記録が、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同社の経理担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支払届等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月16日は7万2,000円、19年8月11日は5万6,000円、同年12月15日は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月15日から同年2月2日まで

私の夫は、昭和26年3月から62年10月までA社及び同社の関連会社に継続して勤務したにもかかわらず、A社からC社に異動した際の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚の供述及び当該同僚から提出された申立期間に係る賃金計算書並びに申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年2月2日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず不明であるとしており、ほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）国民年金 事案 1486（岡山国民年金事案 640 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年3月まで

前回、昭和51年か52年に結婚して以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に送付されてきた納付書により、A銀行B支店にて納付していたと申し立てたが、51年1月から妻と同居し、それ以降59年10月まではC銀行D支店に、同年11月からはA銀行B支店にて保険料を納付していたことを思い出した。

当該金融機関に関する私の記憶を記載した書類及び申立期間当時、私が経営していた事業所の顧問税理士とその承継税理士事務所が確認できる資料一式を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は66か月と長期間である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの期間、同年10月から58年6月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間に係る保険料は未納となっており、申立期間の保険料が夫婦一緒に納付されていたとは考え難いこと、ii) 申立人とその妻が結婚し、同じ住所になったのは56年12月である上、国民年金保険料を納付したとするA銀行B支店が開設されたのは同年2月であることが確認でき、51年か52年の結婚以降、自宅に送付されてきた夫婦二人分の納付書により同支店で保険料を納付していたとする申立内容は不自然であること、iii) 申立人とその妻の特殊台帳の昭和56年度摘要欄に「未納勧奨」との記載があり、申立期間に保険料の未納があったことが推察されることなどから、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時、自身が経営していた事業所の顧問税理士であった者の助力を得て、当時利用していた金融機関を思い出したとして、当該金融機関に関する自身の記憶を記載した書類を提出しているところ、当該金融機関で申立期間の保険料をE市の納付書により納付することは可能であったことがうかがえる。

しかしながら、申立人の妻は、「申立期間当時、夫が経営していた事業所の支払日が毎月25日であったため、取引先への支払いと合わせて、私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月25日以降に金融機関の窓口で納付していた。」と主張しているが、E市の国民年金保険料の納期は昭和62年3月までは3か月ごとである上、同市における昭和55年度から60年度までの納付書の様式を確認したところ、3か月ごとの期別納付であったことが確認できることから、申立人の妻の主張とは一致していない。

また、上述の顧問税理士及びその承継税理士事務所は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認できる確定申告書の控え等の資料は残っていないとしている。

このほか、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1487

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間、55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 58 年 6 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 58 年 6 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、夫と同居を開始した昭和 51 年 1 月から 59 年 10 月までは A 銀行 B 支店で、同年 11 月以降は C 銀行 D 支店で、夫の保険料と一緒に納付書により毎月 25 日から月末までの間に納付していた。

国民年金保険料が滞納になっているとして督促された記憶も無く、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は 60 か月と長期間である上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申立期間②から④までを含む昭和 55 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料が未納の記録となっていることが確認でき、申立期間の保険料が夫婦一緒に納付されていたとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間当時、夫が経営していた事業所の支払日が毎月 25 日であったため、取引先への支払いと合わせて、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月 25 日以降に金融機関の窓口で納付していた。」と主張しているが、E 市の国民年金保険料の納期は昭和 62 年 3 月までは 3 か月ごとである上、同市における昭和 52 年度から 60 年度までの納付書の様式を確認したところ、3 か月ごとの期別納付であったことが確認できることから、申立人の主張と

は一致していない。

さらに、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の夫については、申立期間①を含む昭和52年4月から53年3月までの保険料を52年4月に前納していることが確認できるとともに、申立人及びその夫の特殊台帳の昭和56年度摘要欄には「未納勧奨」との記載が確認できることから、当時、夫婦共に国民年金保険料の未納があったことが推察されるなど、申立人の記憶とは一致しない事跡が確認できる。

加えて、申立人の夫が、申立期間当時、経営していた事業所の顧問税理士及びその承継税理士事務所は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認できる申立人の夫の確定申告書の控え等の資料は残っていないとしており、申立期間に係る保険料納付の状況が確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 16 日から 42 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 6 月から 42 年 4 月まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に入社した時に専務であった同社の事業主は、「申立人は、営業の業務に従事し、2 年程度当社に在籍していたと記憶しているが、当時の資料が残っておらず、確認することができない。」と回答している上、申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和 40 年 6 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 1 月 16 日に同資格を喪失したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票には、申立人の健康保険被保険者証が同年 1 月 26 日に返納されたことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 16 日から 36 年 10 月 21 日まで
私がA社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者記録の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、上記被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている被保険者のうち、申立人の資格喪失日と同時期の昭和 34 年から 38 年までの期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、当該喪失時点で脱退手当金の受給要件を満たす女性 62 人(申立人を含む。)のうち 57 人に脱退手当金の支給記録が確認できることから、事業主による脱退手当金の代理請求の可能性もいかにある。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに、これを受給していないことをいかにわける事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。